

○田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和元年7月26日

条例第2号

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 田川地区清掃施設組合情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第11条第3項及び田川地区清掃施設組合個人情報保護条例（令和元年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第31条第3項の規定により、審査請求について、実施機関（情報公開条例第2条第3項及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審査し、及び答申すること。

(2) 個人情報保護条例の規定により、実施機関に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について組合長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、実施機関に対して建議すること。

(組織)

第3条 審査会は、組合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、第2条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、組合長が定める。

(罰則)

第9条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(会議招集に関する特例)

2 この条例の施行後初めて開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、組合長が招集する。